（処分）記載例

# 審　査　請

（処分）

行　政　不　服　審　査　法　に　よ　る

# 審　査　請　求　の　方　式

1　審査請求をする場合は、書面にて**正副２通**提出してください。（法第９条）

2　総代を互選した場合は、**総代互選書**を提出してください。（法第11条、第13条（副本用は、写可）

3　総代を互選しないとき及び総代が複数いるときは、審査請求書（副本）の送達先（連絡先）を明記してください。

4　代理人によって請求する場合は、**委任状**を提出してください。（法第12条、第13条）（副本用は、写可）

5　法人が申請する場合は、代表者の**資格証明書**（登記簿謄本）を提出してください。（法第13条）（副本用は、写可）

6　審査請求のできる機関は、原則として、**処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内**です。

なお、上記の６０日以内であっても、処分があった日の翌日から起算して１年を経過すれば、原則として、審査請求することができません。（法第14条）

7　審査請求書の書き方（法第15条）

(1)　別紙**記載（例）**を参考にしてください。

(2)　なるべく、**Ａ４版、横書き（左余白有り）**にしてください。

8　審査請求を受理し、裁決を行う場合は、あらかじめ審査請求人及び処分庁等関係者の出頭を求めて、**公開による口頭審査**を行います。

9　審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を**取り下げる**ことができます。

審査請求の取り下げは、**書面**にて提出してください。（法第39条）

なお、代理人が取下書を提出する場合には、審査請求人から別に**取り下げについての委任状**が必要です。（法第12条）

問い合わせ先
２１０－８５７７　川崎市川崎区宮本町１番地
川崎市開発審査会事務局　審査請求担当
（まちづくり局総務部まちづくり調整課内）
電　話　０４４－２００－２７０８
ＦＡＸ　０４４－２００－３９６９